

公募公告

下記のとおり公募に付します。

令和7年6月20日

沖縄振興開発金融公庫

会計役 前村 司

記

1. 公募に付する事項

- (1) 件名：新たな顧客管理・融資支援システムの導入に伴うマニュアル作成等
支援業務
- (2) 契約期間：契約締結日（令和7年7月中旬予定）～令和8年3月19日

2. 目的及び概要

沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）は、地域に根ざした金融支援を通じて、顧客・地域・関係機関と強固な信頼関係を築いてきた。近年、社会のデジタル化、ウィズ/ポストコロナへの対応、顧客ニーズの多様化・複雑化といった環境変化が急速に進む中、既存の業務プロセス及びシステムの見直しが求められている。

このような状況を受け、公庫では令和5年度に教育資金融資業務及び事業性融資業務について、現行業務・システム（As-Is）の分析と、あるべき業務プロセス（To-Be）の検討（以下、この2つの業務を「先行プロジェクトという」）を実施した。

この検討においては、BPRを前提とした新システムの導入により、融資受付から審査、案件管理、契約、実行に至るまでの業務を一貫して統合・デジタル化し、紙・対面・手作業・再鑑といった非効率なプロセスから脱却することが必要であるとの方向性が示された。さらに、業務の効率化及び正確性の向上により創出されたリソースを、非金融支援などの業務に再配分し、顧客の事業継続及び付加価値向上に貢献する体制整備が、公庫の目指すべき将来像として位置付けられた。

令和6年度には、これらの検討結果を踏まえ、業務最適化と導入コスト・期間の抑制を図る観点から、パッケージソリューションの標準機能を最大限活用する方針で新システムの要件定義を実施した。

令和7年度には設計・開発・移行等業務を実施し、令和8年5月に新たな顧客管理・融資支援システム（以下「新融資システム」という。）の稼働を予定している。

本業務では、新融資システムの導入に伴い、従来の業務プロセスや運用ルールの見直しが求められていることから、業務の統一性と正確性を確保し、現場における実務の円滑な運用を支援するため、新融資システムのユーザー向け操作マニュアルの整備及び当該マニュアルを元にしたユーザー向けトレーニングの企画・実施支援を行うとともに、貸付業務に関する目的・ルール・知識を定めた公庫の「貸付事務取扱要領」を作成することを目的としている。また、これらの取組を通じて、新融資システムを利用した業務の早期定着と安定運用を実現し、公庫が今後も沖縄における事業者や地域の成長に継続的に貢献できる体制を構築するための支援を行うことを期待している。

したがって、先行プロジェクトの受託者の実績及び公庫業務の理解状況等を勘案する

と、特定業者のみが履行可能と思われるが、他に公募要件を満たし、業務履行が可能である者の有無を確認するために公募を実施するものである。

3. 公募に参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。
- (3) 指名停止を受けていないこと。
- (4) 公庫の定める仕様書等の要求を全て満たすこと。
- (5) 過去 5 年以内に、他の金融機関等における本業務と同種のコンサルティング業務、IT 戦略策定に係るコンサルティング業務又は類似のコンサルティング業務の実績を有していること。

4. 仕様書等の交付方法及び交付期限

(1) 交付方法

本公告の日から、原則として、電子メールにより交付する。交付を希望する者は必要事項（件名、住所、社名、担当者所属及び氏名、電話番号）を記入し、電子メールを庶務部庶務課代表アドレス（shomu_choutatsu@okinawakouko.go.jp）に送信すること。但し、交付は土曜、日曜、祝日を除く平日に行う。

(2) 交付期限

令和 7 年 6 月 30 日（月）17 時

5. 申込方法

参加を希望する者は、令和 7 年 6 月 30 日（月）17 時までには、応募要領にて示す提出書類を項番 7 の申込・問い合わせ先へ、項番 6 の提出方法にて提出すること。

6. 提出方法

持参又は郵送による。提出場所は項番 7 と同じ。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

7. 申込・問い合わせ先

〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち 1 丁目 2 番 26 号
沖縄振興開発金融公庫 本店 庶務部庶務課 担当：上原 穰
電話：098-941-1700 FAX：098-941-1940
E-mail：shomu_choutatsu@okinawakouko.go.jp

8. 契約者の決定方法

応募者がなかった場合は、契約予定者と随意契約を行う。

応募者があった場合は、応募書類等に基づき、3. に定める資格を確認し、適合者（合格者）があったときは競争入札を実施する。

9. 必要書類の無効等

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格等のない者の申込書等は無効とする。

10. その他

(1) 申込及び契約手続において使用する言語

日本語に限る。

(2) 契約書作成の要否

要する。

他、細部は、応募要領及び仕様書のとおり。

以上